別紙 5 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (昭和三十二年厚生省令第十六号)

改正案	現 行
(領収証の交付) 第四条の二 (略) 2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前 項に規定する領収証を交付するに当たつ ては、正当な理由がない限り、当該費用 の計算の基礎となつた項目ごとに記載し た明細書を無償で交付しなければならな い。	(領収証の交付) 第四条の二 (略)